

○75番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）日本共産党の真下紀子です。

通告に従い、知事及び教育長に質問いたします。

初めに、原発政策等についてです。

国は、国策として核燃料サイクルを推進し、これまでに巨額の税金を投じてきました。しかし、そのかなめである高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉が検討され、核燃料サイクルの破綻が現実のものになろうとしています。

このまま核燃料サイクルが滞り、原発を稼働させ続ければ、現在、国内外に約48トンあると言われるプルトニウムの消費先がなくなるばかりではなく、日本は核保有国となってしまう危険が生じます。

プルトニウムを原料とするMOX燃料を使った北電泊原発3号機でのプルサーマル発電に同意した知事として注視していることと考えますが、今般の経緯をどう把握し、どのように受けとめているのか、伺います。

今こそ、「もんじゅ」の廃炉を機に、核燃料サイクルから撤退し、原発ゼロの道を進むべきであり、原発に依存しない北海道を公約に位置づけている知事は、国にそのことを強く申し入れるべきと考えますが、見解を伺います。

先日、日本共産党議員団は泊原子力発電所の視察を行いました。その中で、施設の耐震性などについて質問したところ、発電所の構内に八つも並んでいるタンクは、冷却水に使われる水を貯蔵するタンクということですが、北電からは、耐震設計上、重要な設備ではないという説明がありました。

冷却水のタンクとのことで、主要な施設であるにもかかわらず、耐震設計上、重要な設備でないということですが、私は、安全性に大きな懸念を持ちました。

そこで伺います。

耐震設計上、重要な設備ではないという説明があったこのタンクについて、どのようなタンクなのか、御説明ください。

また、耐震設計上、重要な設備でないとのことですが、耐震の基準がどのようになっているのか、あわせて伺います。

さらに、このタンクのすぐそばに、安全対策上、重要な施設が設置されているとのことですが、どのような施設なのか、お示しください。

そして、地震の際、このタンクの損壊によって、その重要な施設に影響を及ぼすのではないかと考えるところですが、いかがでしょうか、伺います。

こうした、泊原子力発電所の安全対策上、重要な施設に影響を及ぼすことも懸念されるタンクについて、耐震設計上の扱いが重要ではないとしているような状況が、今回初めて明らかになりました。

仮に、国が新規規制基準への適合を認めたとしても、泊原子力発電所は安全だとは言いきれないのではないですか。知事の認識を伺います。

次に、人事行政等についてです。

道では、これまで、職員数適正化計画に基づき、札幌医科大学、試験研究機関の独立行政法人化や、民間開放の推進、新規採用者の抑制により、職員数の縮減を進め、職員数は、高橋知事が就任する前の2002

年度に比べて約7000人減の1万3735人となったと述べています。

しかし、一方で、次長級以上の幹部職員数は増加しています。部長級では3名の増加、また、次長級では155名から164名へと9名増加し、特に本庁だけを見ますと、幹部は37名の大幅な増加となっています。

職員数を減らし、若手職員が少なくなっている中で、幹部職員ばかりを増加させているのにはどういった目的があるのか、また、果たして道政の推進に大きな効果があるのか、所見を伺います。

また、知事は、職員全体で7000人も減らし、簡素でコンパクトな道庁づくりを進めているということですが、幹部職員だけの増加は、それにも逆行し、逆ピラミッドのいびつな構造となっているではありませんか。私は、現場の職員は仕事がふえる一方ではないかと懸念をしております。

今後は、幹部職員のスリム化を図り、バランスのとれた構造を検討すべきと考えますが、所見を伺います。

次に、多様性を尊重する社会についてです。

道は、男女平等社会の実現を目指し、北海道男女平等参画推進条例を制定し、施策を推進してきました。

しかし、性別による固定的な役割分担意識、それに基づく制度や慣行が存在し、LGBT、SOGIなど、多様な性に対して理解が足りないことや、いじめの対象となることなど、解決していかなければならない新たな課題が生じています。

また、これまで、性同一性障がいと精神障がいと捉えてきた医学界でも、見直す方向とお聞きしております。

行政においては、不要な性別表記の不記載と男女比率の把握の整合性など、検討すべき課題もあると考えます。

そこで、北海道男女平等参画推進条例を改正していく必要性について、知事の認識を伺います。

また、北海道いじめの防止等に関する条例や、いじめ防止基本方針では、LGBT、SOGIに関しては、人権教育の推進という取り組みにとどまっています。

教育現場での研修機会も少なく、教職員の対応にも課題があるとの調査も報道されています。的確な理解に基づかない誤った対応を普及しては、逆効果と言えます。

どのような研修に努めているのか、また、今後、どう改善していくのか、さらに、条例の見直しの中でどのように取り組もうとしているのか、教育長に伺います。

性的指向や性自認等に対する理解と高い寛容性の醸成のために、さまざまな取り組みが必要とされます。特に、トイレの利用にストレスが高いとお聞きをしましたが、日常生活の中で、誰もが使えるトイレの設置など、ハード面で対応していく必要があるのではないのでしょうか。

今後建築される建物も既存の建物も含めた公共建築物、また、学校現場においてどのように取り組むお考えか、知事及び教育長に伺います。

次に、貧困対策等についてです。

北海道子どもの貧困対策推進計画では、絶対的貧困と相対的貧困という貧困の定義自体に明確な記述がありません。

道は、それぞれ、どのように定義をしているのか、伺います。

私は、かねてから、貧困の実態把握を求めてきましたが、今般、道が実態調査に踏み出すことは歓迎するものです。しかし、問題は内容です。

ユニセフでは、先進国の35カ国の子どもの相対的貧困率を発表していますが、日本は14.9%と、35カ国中9番目という高さになっています。また、所得だけではあらかたの実際の生活水準をはかる方法として、剝奪状態を指数に掲げています。

道が行う実態調査において、貧困の対象となる人をどのように捉えているのかが大変重要と思います。

相対的貧困や剝奪状態といった視点を持って調査を行う必要があると考えますが、いかがお考えか、伺います。

昨今の子どもの貧困に関する報道をめぐり、発言した高校生への中傷がインターネット上で広がりました。こうした、いわゆる貧困たたきと言われる風潮の背景には、貧困をめぐる認識が国民の中に広がっていないことがあると考えます。

目に見える絶対的貧困に対し、相対的貧困は目に見えにくいと言われ、自尊心が育つ成長過程において、子どもたちは必死で普通を装うため、問題が見えにくいと指摘する専門家の声もあります。

本道が子どもの貧困対策を進めていく上で、貧困に対する理解を道民に広く啓発することは必要不可欠と考えますが、道は、具体的にどのように取り組むのか、伺います。

特に、見えなくなっている貧困のサインを見逃さず、学校や医療機関などと連携し、対象者の把握と支援のアプローチをどう行うかが大切になります。

道は、相対的貧困等への支援に結びつけていくために、どのような対策をとるのか。また、貧困家庭の子どもたちを支援するためには、よりきめ細かな実態把握を行い、支援に結びつけていくことが必要と考えますが、どう対応するのか、教育長に伺います。

道内では、22の市町村で、無料・低額診療を行う医療機関が51あります。自治体独自に、この事業の対象となっていない調剤費に係る助成を行い、事業の周知に努めているところもあると聞いております。

道は、自治体独自の取り組みをどのように把握し、道民周知に努めてきたのか、伺います。

今も述べましたように、無料・低額診療の対象は保険医療機関のみで、調剤薬局は対象になっていません。

道は、国に対して対象拡大の要望をしていますが、なぜ今日まで実現していないのか、実現するまでの間、道はどのような取り組みを行うのか、伺います。

札幌市や旭川市などの事業実施医療機関では、就学援助対象者については、世帯全員を無料・低額診療の対象としており、これは、低所得であっても、子どもの貧困の背景にある世帯全体の受診を保障するものであり、画期的と言えます。

しかし、事業そのものを知らない人も多く、周知を図ることで、必要な医療を受けることができる、あるいは相談窓口へつなぐことができるなどの効果が期待されます。

事業の効果に対する認識と、今後、どのように取り組むのか、伺います。

また、就学援助の周知と一体に、無料・低額診療など他施策の普及啓発も行う必要があると考えます。

そうすることで、貧困の早期発見にもつながることが考えられますが、保護者や教職員への周知についてどのように取り組むのか、教育長に伺います。

次に、国民健康保険の広域化についてです。

国保の広域化に際し、全国知事会は、当初、1兆円の支援を求めていた経過がありますが、国は、3400億円の財政支援にとどめようとしています。約3分の1に削減されることになれば、運営上の影響は甚大と考えますが、知事はいかがお考えでしょうか。増額を要求する必要があると考えますが、いかがか、伺います。

市町村では、住民に身近な行政として、国保加入者の所得や医療費などを踏まえ、地方自治のもと、それぞれ、特色のある国保行政が行われてきました。

しかし、今、その事業の都道府県化によって、国保行政から自治が奪われようとしていると言っても過言ではありません。国保料や保険給付は自治体の実態に即すべきです。

本道では、医療提供体制が地域によって大きく異なり、所得についても同様です。そうした実態を無視して、いわゆる統一料金・統一サービスによって、道内の全域を一律化するような、地域特性を考慮しないものであってはならないと考えますが、知事の見解を伺います。

また、保険料の収納率によって、市町村から道に納める納付金に差を設ける、あるいは道から市町村への保険給付費交付金に差を設けるような懲罰的算定はすべきではないと考えますが、いかがか、伺います。

市町村が、苦しい財政状況の中でも、懸命な努力で一般会計から国保会計に繰り入れを行い、保険料を軽減することによって収納率を高め、受療権を守ることは、住民の命と健康を守る上で、地方自治体の重要な取り組みです。

しかし、国は、この法定外繰り入れの解消を求め、道も、解消または削減しようとしています。これは看過できません。

こうした、自治体の自主的な取り組みを道が主導して解消するなどということは、地方自治に真っ向から反することになりませんか。地方分権の旗手と評判の高い高橋知事はいかがお考えか、伺います。

次に、介護保険についてです。

国の社会保障審議会の介護保険部会では、要支援1、要支援2、要介護1、要介護2の方への福祉用具貸与と住宅改修に係る給付、及び、訪問介護のうちの生活援助を介護保険から外し、原則、自己負担とすることを答申し、来年の通常国会で成立させようとしています。

これは、経済、財政の運営指針である骨太方針2015をもとに、いかにして社会保障費を削減するかという発想からつくられたものと言えますが、本道における影響額はそれぞれどのくらいか、また、道民にどのような影響を及ぼすとお考えか、お答えください。

車椅子、特殊ベッド、リフト、床ずれ防止マット、徘徊感知器などの福祉用具の貸与、及び、家の中の段差の解消や、トイレの便器を洋式に変更したり、玄関前にスロープを設置するなどの住宅改修は、在宅生活を支える必要不可欠なものです。

これが、原則、自己負担、すなわち10割全額が自己負担となったら、利用が大幅に縮小することになり

かねません。道内で、どのくらいの利用者に影響があり、どのような影響があると見通しているのか、伺います。

福祉用具貸与や住宅改修に係る給付等の利用が減ることは、家族の負担を重くするだけでなく、症状の改善に逆行し、重度化につながりかねないと考えますが、知事のお考えを伺います。

昨年8月から、一定の所得以上の利用者に2割負担を求める仕組みが導入され、負担がはね上がった利用者の中では怒りが広がっています。さらに、今度は、原則、2割負担への道が開かれる危険が極めて濃厚です。

高齢者の年金が減らされ続けている中で、さらなる負担増について、ただただ国政の場に委ねるわけにはまいりません。

知事は、道民の命と健康を守る責任を全うするため、利用料の引き上げはしてはならないと明言すべきと考えますが、いかがか、伺います。

介護保険の見直しによって、軽度者からサービス利用を奪い、利用者の利用料は2倍に引き上げ、さらに、保険料納付を20歳から拡大しようとする流れにあります。

国の制度である介護保険に国民を強制加入させておいて、サービスは削減し、負担は強化する、これを押しつけるというのでは、国民から国家的詐欺と言われても仕方がないと言わざるを得ません。もう既に、厚労省の元幹部から国家的詐欺だという指摘も出ています。

こうした、果てしない利用者負担の拡大を知事は仕方がないとお考えでしょうか、見解を伺います。

次に、建設労働者の処遇改善についてです。

2015年度建設工事下請状況調査の結果が公表されました。指導のほとんどが、設計労務単価を下回った労務単価の設定についてです。

道は、これまで、設計労務単価を1円たりとも下回らないよう指導し、国の設定も引き上げられてきたわけですが、極めて憂慮すべき結果ではないでしょうか。

2015年度建設工事下請状況調査の結果と、知事の受けとめ、改善の必要性について改めて伺います。

知事は、設計労務単価を下回る事態が長年にわたって改善されないことをどう受けとめ、今後、どのように改善していこうとするのか。新たに実効性のある対策に向けて真剣に取り組むべきではありませんか。どのように取り組むお考えか、伺います。

最後に、中小企業等の振興についてです。

2014年の民間信用調査会社の調査で、道内のいわゆるオーナー企業の8970社のうち、約半数の代表者が60歳以上であり、後継者不在率も7割を超え、北海道は事業承継が進んでいない地域となっています。

道は、小規模企業振興条例を制定し、今定例会に提案した補正予算で、ファンドを利用した事業承継事業について予算計上をしていますが、その対象はわずか20件程度の予算規模にとどまっており、これまで中小企業総合支援センターが行ってきた相談件数の実績程度にすぎません。これで実効のある対策となり得るのか、甚だ疑問です。

道内の休廃業や解散は、年間2000件前後で推移し、2015年度は1935件で、9.2%もの増加となっています。しかし、この深刻さに対応した規模とはほど遠いと言わざるを得ません。

事業承継の目標を見直し、開業目標も積極的に引き上げていく必要があるのではないのでしょうか。

昨年2月の経済委員会での私の質問に、経済部は、道内の中小企業の5000社を対象にしたアンケートをもとに、ニーズ調査を行い、個店や個人事業主も対象にしたデータづくりとマッチングに取り組むと答弁をしていましたが、道として、円滑な事業承継に向けて、具体的にどのように取り組み、どう効果を上げようとしているのか、本道経済と雇用の柱である中小企業の振興への知事のかたい決意も含め、しっかりと御答弁願います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長三井あき子君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）真下議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、エネルギー政策に関し、まず、核燃料サイクルなどについてであります。私といたしましては、電力は多様な構成とする必要があると考えているところであり、省エネ・新エネ促進条例の趣旨を踏まえ、今後とも、新エネルギーが主要なエネルギー源の一つとなるよう取り組んでいくことが必要と考えております。

核燃料サイクルを含め、原子力政策につきましては、エネルギー問題に責任を持つ国として、国民の理解が得られるよう説明を行うなど、丁寧に取り組む必要があると考えます。

次に、原発の安全対策についてであります。新たな規制基準は、原子力規制委員会において、福島原発事故の教訓や最新の技術的知見、IAEA等の国際機関の安全基準を含む海外の規制動向などを踏まえて策定したものと承知いたします。

私といたしましては、原発は何よりも安全性の確保が最優先であり、原子力規制委員会において、こうした最新の知見を反映した基準に基づき、施設の耐震性や津波対策などについて、厳正に審査を行っていただくことが重要と考えるところであります。

次に、人事施策に関し、道の組織機構についてであります。道では、簡素で効率的、機動的な組織機構を基本としながら、行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう、毎年度の組織機構改正等において、必要な庁内体制の整備に努めてきているところであります。

こうした中、人口減少問題対策や空港運営戦略など、多分野にわたり複雑化している重要課題の解決に向けては、幹部職員が、適切な役割分担と責任のもと、よりスピード感を持って対応することが求められているところであり、これら幹部職員の担う職務の困難さは増しているものと認識をいたします。

このため、今後においても、その時々々の課題を的確に把握しながら、必要な執行体制の充実強化を図り、質の高い行政サービスの提供に努めてまいります。

次に、子どもの貧困対策に関し、道民意識の醸成についてであります。子どもの貧困対策の推進に当たっては、道民の皆様は、子どもの貧困は社会的に重要な課題として理解を深めてもらい、参加、協力していただけるよう、機運を醸成していくことが重要であると考えます。

このため、道では、これまで、子どもの貧困対策推進計画に掲げた教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援等の各般の取り組み状況をホームページでお知らせするとともに、当事者であった方々や支援団体などと連携の上、市町村、関係団体に対し、さまざまな機会を活用して、貧困の現状や道の取り組みな

どについて情報発信を行ってきたところでもあります。

今後とも、実態調査の結果を取りまとめた上で、子どもの貧困の実態について幅広く周知を図るなどして、道民の皆様の一層の理解と協力を得て、地域の実情に合った効果的な取り組みを促進してまいります。

次に、国民健康保険に関し、財政基盤の強化についてであります。今回の制度改正に当たっては、国と地方の協議において、国の財政支援の規模も含めて議論がなされた結果、国では、毎年3400億円、加入者1人当たりで1万円程度となる公費負担を行うこととされ、こうした財政支援により、今後、市町村とともに運営することとなる国保財政の安定化が図られるものと考えるところであります。

しかしながら、今後も、加入者の高齢化や医療の高度化などにより、医療費の増加が見込まれることから、道といたしましては、さらなる財政基盤の強化に向け、全国知事会などと連携し、国に対して強く要請をしております。

次に、一般会計からの繰り入れについてであります。国保会計の運営は年度単位で行われており、必要な支出を保険料や国庫負担金などで賄い、収支を均衡させることを原則とし、新たな国保制度では、こうした財政運営を都道府県単位で行うことで、全道の加入者が支え合う仕組みとなり、今後においては、国の財政支援措置の拡充や納付金の導入で、収支合わせのための繰り入れの必要性が大幅に減少すると見込まれるところでもあります。

こうしたことから、道といたしましては、市町村の財政負担となっている、決算収支の不足を補うための一般会計からの繰り入れについては、段階的な解消へ向けた認識の共有が必要と考えるところであり、今後、国保制度の円滑な運営に向けて、市町村の意見を十分お聞きしながら検討してまいります。

次に、介護保険サービスの利用者負担についてであります。現在、国では、介護保険制度の持続可能性を高め、世代間や世代内での負担の公平を図り、能力に応じた負担を求める観点から、介護度の低い方に対する支援や利用者負担のあり方などについて、検討が行われているものと承知をいたします。

道といたしましては、介護保険制度は、介護サービスを必要とする方が、必要なサービスを適切に受けることができる仕組みであることが何より重要であり、そのためには、低所得の方への対策も講じた上で、負担と給付のバランスに配慮し、将来にわたって制度が維持できるよう、常に運用面を検証し、不断の見直しを行うことが必要であると考えており、引き続き、全国知事会とも連携を図りながら、利用者負担のあり方を含め、必要な要望を行うなど、適切に対応してまいります。

次に、建設労働者の処遇改善に関し、技能労働者の賃金についてであります。道では、これまで、技能労働者の賃金水準の確保について、建設業関係団体や受注者に対し、文書や訪問による要請を行うとともに、下請状況等調査において、賃金が設計労務単価を下回っている場合には、受注者等に対し、文書により改善要請を行うなどしてきたところでもあります。

本年度、新たに、下請状況等調査時に、設計労務単価の改定に伴う対応状況や、その理由などに関するアンケート調査を実施することとしており、引き続き、技能労働者の就業環境の改善が図られるよう取り組んでまいります。

最後に、中小企業等の振興に関し、事業承継に向けた取り組みについてであります。地域の経済と雇用を支える中小・小規模企業の事業活動の継続は喫緊の課題であり、新たに設立するファンドでは、関係機関との密接な連携のもと、案件の発掘、出資から、その後のハンズオン支援までの一貫した仕組みを構築することで成功事例をつくり出し、企業の事業継続への意欲の喚起を図ることにしているところであります。

道では、これまでも、中小企業総合支援センターや中小企業診断士等による相談対応などに努めてきておりますほか、新たに、地域における事業承継サポートネットワークの整備、コーディネーターの育成などにより、後継者不在の企業や個人事業主に対する、事業承継に向けたきめ細やかな取り組みを進め、地域の中小・小規模企業の事業活動の継続を図り、地域経済の持続的発展に努めてまいりたいと考えております。

なお、その他の質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○副議長三井あき子君 経済部長阿部啓二さん。

○経済部長阿部啓二君（登壇）原発政策に関しまして、高速増殖炉「もんじゅ」についてであります。エネルギー基本計画において、「もんじゅ」は、高レベル放射性廃棄物の減容、有害度の低減などのための国際的な研究拠点として位置づけられておりますが、これまでに、保守管理の不備などに係る種々の問題が明らかとなっているところでございます。

こうした中、昨年11月、原子力規制委員会が、文部科学大臣に対し、日本原子力研究開発機構にかわり運転を安全に行う者の特定などについて勧告を行い、また、先週、原子力関係閣僚会議において、廃炉を含め、抜本的な見直しを行うこととし、その取り扱いに関する方針を年内に決定することとしたものと承知しており、引き続き、国の責任においてしっかりと取り組むべき課題と考えております。

以上でございます。

○副議長三井あき子君 総務部危機管理監佐藤嘉大さん。

○総務部危機管理監佐藤嘉大君（登壇）エネルギー政策などに関し、泊発電所の地震対策についてであります。発電所の構内には、発電の際の冷却水などに使用する海水や河川水を処理した水を貯蔵するろ過水タンクと、その水から製造した純水を貯蔵する2次系純水タンクがあり、1号機用と2号機用として2系統で四つ、3号機用として2系統で四つ、合計で八つの貯水タンクが設置をされております。

これらのタンクにつきましては、原子炉施設の耐震重要度の分類上、一般産業施設や公共施設と同等の安全性が要求される施設として、建築基準法で規定される耐震性を確保することが要求されていると承知しております。

次に、貯水タンク周辺の施設についてであります。貯水タンクの周辺には、発電の際に生ずる温排水を海中に放水するために一時的に貯水する放水ピットと呼ばれる設備があり、津波などの際に、このピットから海水が逆流することを防ぐため、このピットに溢水防止壁を設ける工事を行っていることと承知しております。

この溢水防止壁につきましては、耐震重要施設となっており、現在、北電において、貯水タンクが損壊した場合の溢水防止壁への影響と対策を検討しているところであると聞いております。

こうした対策を含め、原子力規制委員会による審査が行われているところと承知しております。

以上でございます。

○副議長三井あき子君 総務部職員監梅田禎氏さん。

○総務部職員監梅田禎氏君（登壇）人事施策に関し、庁内体制の整備についてであります。道では、複雑化、多様化する課題に的確に対応できるよう、これまで、本庁に局制を導入し、局長が、その責任のもと、所管事務を遂行する体制を整えるとともに、重要課題に応じて、部長級である少子高齢化対策監や交通企画監等を設置するなどし、意思決定の迅速化、業務責任の明確化を一層図るなど、業務執行体制の充実強化に取り組んできているところでございます。

今後とも、限られた人員の中で、社会経済情勢の変化やさまざまな道政課題に、総合力を発揮して、スピード感を持って対応できるよう、必要に応じ、庁内体制の整備を行ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

○副議長三井あき子君 環境生活部長小玉俊宏さん。

○環境生活部長小玉俊宏君（登壇）多様性を尊重する社会に関し、LGBTの方々などへの対応についてであります。LGBTや性的指向と性自認、いわゆるSOGIを理由とした差別などからの保護について、国連で決議がなされるなど、近年、国際的な関心が高まっており、国におきましても、男女共同参画基本計画などにに基づき、人権教育、啓発活動等の取り組みが進められております。

道におきましては、北海道人権施策推進基本方針において、LGBTなど性的マイノリティーの方々に関する取り組みについても重要課題の一つと位置づけ、リーフレットの作成、配布、フォーラムの開催などを通じて、人権教育や啓発に取り組むとともに、各種公文書の性別欄についても、必要な見直しを行ってまいりました。

現在、性的指向などを理由とする差別の解消や、相談支援体制の整備、制度上で配慮すべき事項などに関する法案について議論されており、道といたしましては、今後、こうした国の動向等を注視するとともに、他都府県等における条例も参考としながら、LGBTの方々などに対する理解が深まるよう、適切に対応していく考えであります。

次に、公共建築物における対応についてであります。LGBT支援団体と住宅設備メーカーが行った意識調査によりますと、LGBTの方々の半数以上が、トイレの使用にストレスを感じている状況にあり、公共施設において、年齢や性別、障がいの有無を問わず使えるトイレを使用したいとの回答が多く見られるところであります。

公共施設におきましては、それぞれの施設の実情に応じ、多様な利用者のニーズを踏まえた適切な配慮が求められておりますことから、道といたしましては、LGBTの方々などを含め、誰もが安心して快適に利用できるトイレの設置がより多くの公共建築物で進むことが望ましいと考えております。

こうしたことから、LGBTの方々などに対する理解が深まるよう、リーフレットの作成、配布等を通じて、啓発に努めていく考えであります。

以上であります。

○副議長三井あき子君 保健福祉部少子高齢化対策監田中宏之さん。

○保健福祉部少子高齢化対策監田中宏之君（登壇） 貧困対策等に関し、まず、貧困の定義についてでございますが、絶対的貧困については、一般的に、人々が生活するために必要な食料や医療などが欠けている状態とされているところでございます。

また、相対的貧困については、OECDにおいて、世帯の手取り所得から世帯人員1人当たりの所得を算定し、その所得の中央値の半分以上の額で生活している状態とされており、直近の平成24年の国民生活基礎調査では、算定後の所得の中央値は244万円であり、この半分の122万円に満たない人の割合である相対的貧困率は16.1%となっているところでございます。

次に、子どもの貧困の実態把握についてでございますが、道では、市町村の協力を得ながら、小中学校等の児童生徒の家庭を対象に、子どもの生活環境などの実態に即して調査し、過去の調査結果との比較や、世帯の収入を視点とした分析を行うこととしております。

現在、有識者や支援団体、当事者であった方々などで構成するネットワーク会議から御意見をいただきながら、朝食や子ども部屋といった、子どもの生活にとって必要とされるものが欠けている状態、いわゆる剥奪状態に係る設問や世帯収入に係る設問などの調査項目を初め、対象とする小中学校の学年や、アンケート用紙の配付、回収といった調査方法などについて、幅広い視点で検討しているところでございます。

次に、支援が必要な子どもたちの把握などについてでございますが、子どもの貧困対策を効果的に進めるためには、関係する機関が、子どもへの支援の視点に立ち、相談対応を出発点として、各種の取り組みにつなげていくことが重要であります。

このため、学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置推進による相談支援の充実に加え、生活困窮世帯の子どもたちに対する学習支援などに取り組むとともに、本年度から、さまざまな環境で生活する子どもたちが、学びや食事をともにしながら、安心して過ごすことができる居場所づくりを進めることとしており、こうした取り組みを通して、支援を求める声を上げることができない子どもたちを把握し、実際の支援に結びつけていくなど、相談支援施策の一層の充実を図ってまいる考えであります。

次に、介護保険に関し、制度の見直しについてでございますが、現在、国では、世代間や世代内の負担の公平を図り、能力に応じた負担を求める観点などから、被保険者の範囲、利用者負担のあり方、また、福祉用具貸与や住宅改修などに係る、要支援1、要支援2、及び、要介護1、要介護2といった介護度の低い方の自己負担のあり方について、一部補助を行うことも含めて、検討が行われていると承知しております。

現時点においては、その詳細が明らかとなっていないため、利用者負担への影響額等についてお示しすることはできませんが、国が公表した平成26年度の報告によりますと、本道における、要支援1、要支援2と、要介護1、要介護2の方の介護給付費については、福祉用具貸与は約34億6500万円、住宅改修は約14億5200万円、訪問介護は、生活援助と身体介護を合わせて約187億200万円となっております。

最後に、福祉用具貸与等に係る給付の見直しについてでございますが、現在、国で検討されている見直しの詳細が明らかとなっていないため、利用者数など、その影響についてお示しすることはできませんが、平成26年度で、本道における、要支援1、要支援2と、要介護1、要介護2の方の年間の利用実績に

については、福祉用具貸与が延べ約52万件・月、住宅改修が約1万9000件となっております。

身体の機能を補完する福祉用具の貸与や、バリアフリー化を図る住宅改修は、高齢者の安心した在宅生活を支える上で有効なサービスであると考えておりまして、道といたしましては、これらの介護サービスを必要とされる方が、必要なサービスを適切に利用できる仕組みであることが大切と考えております。

以上でございます。

○副議長三井あき子君 保健福祉部長村木一行さん。

○保健福祉部長村木一行君（登壇） 貧困対策などに関し、まず、無料・低額診療に係る自治体独自の取り組みについてであります。無料・低額診療事業は、社会福祉法に基づき、医療機関が生計困難な方に対して、無料または低額な料金で診療を行う事業であり、道内では、この事業を利用された方の院外薬局における調剤費について、四つの自治体で独自に助成を行っております。

こうした取り組みは、各自治体において、それぞれの広報誌やホームページなどにより、地域住民の方々に周知されておりました。道におきましては、無料・低額診療を実施する医療機関についてホームページに掲載しているところでございます。

次に、無料・低額診療事業の対象の拡大についてであります。道では、これまで、地域からの御要望を踏まえ、無料・低額診療事業の対象となっていない院外薬局における調剤費について事業の対象とするよう、国に要望してきております。

現在、厚生労働省では、無料・低額診療事業のあり方について検討が行われているところでございまして、道といたしましては、こうした国の動向を注視しながら、さまざまな機会を捉えて働きかけてまいりたいと考えております。

次に、就学援助対象者の無料・低額診療事業の利用についてであります。無料・低額診療事業における診療費減免の方法は、事業を実施する医療機関において定めることとされ、道内では、一部の医療機関において、就学援助制度の対象となっている保護者の世帯を対象とする取り組みを行っており、生活に困窮する世帯の医療を受ける機会を確保する観点から、有意義なものと考えております。

道といたしましては、引き続き、無料・低額診療を実施する医療機関について、ホームページによる情報提供を行うこととしておりますが、各医療機関の事業内容などに関しても検討してまいります。

次に、国民健康保険に関し、保険料の水準などについてであります。今回の制度改正は、財政基盤が弱く、小規模保険者が多いことなど、市町村国保の構造的な課題に対応するためのものであり、保険料の平準化を含めた負担の公平性や安定的な財政運営を将来に向けて確保していくこととされております。

こうした中で、道内の市町村では、医療費や所得の水準が大きく異なっており、保険料の基礎となる納付金の算定に、それらの水準をどの程度反映させるか、中長期的な視点を持って検討していく必要があるものと考えております。

また、市町村が担う事務の広域化や標準化を進めていくことも重要と考えており、道といたしましては、市町村の御意見や北海道国保運営協議会での審議を踏まえ、保険料水準のあり方などについて検討してまいります。

最後に、保険料収納率の取り扱いについてであります。新たな国保制度における納付金は、道が、北

海道全体で必要となる医療費を賄うため、市町村ごとに、その医療費や所得の水準を考慮して金額を設定することとされ、また、市町村が医療機関に支払う医療費は、その全額を道から交付することになっており、市町村の収納率により、納付金や交付金の額を調整する趣旨ではございません。

市町村においては、これまでも、収納率向上対策に取り組んできておりますが、納付金の財源となる保険料の収納率が低ければ、保険料の設定に影響することも考えられるため、道といたしましては、今後、市町村と協議しながら、市町村ごとの収納率目標を定めるとともに、先進的な事例なども参考に、収納率向上に向けた取り組みを検討してまいります。

以上でございます。

○副議長三井あき子君 建設部長名取哲哉さん。

○建設部長名取哲哉君（登壇）建設労働者の処遇改善に関し、技能労働者の賃金水準についてであります。公共工事設計労務単価については、平成25年度から今年度にかけて、市場の実態を踏まえた大幅な引き上げが図られてきたところでございます。

道といたしましては、これまで、労務単価の上昇が確実に賃金の引き上げにつながり、処遇の改善を通じて、若年層の建設業への入職の促進などが図られるよう、適切な水準の賃金の支払いについて要請をしてまいりました。

そうした中、平成27年度の下請状況等調査において、設計労務単価を下回っている割合は約75%となっており、前年度より若干の改善が見られるところではありますが、引き続き、技能労働者の賃金水準の確保に一層取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長三井あき子君 教育長柴田達夫さん。

○教育長柴田達夫君（登壇）真下議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、多様性を尊重する社会に関し、まず、LGBTやSOGIに関する教職員の研修等についてでございますが、道教委では、LGBTやSOGI、いわゆる性同一性障がいや性的指向、性自認などに関する正しい理解を深めさせるため、これまで、教職員向けの指導資料を作成、配付し、校内研修等での活用を促すほか、各管内で実施する生徒指導研究協議会や初任段階養護教諭研修などにも、性同一性障がい等に関する内容を取り入れるなどいたしまして、研修の充実に努めてきたところでございます。

しかしながら、市町村教育委員会や道立学校において研修を実施している割合が低いことから、今後、校内体制の整備に取り組んでいる事例や、指導資料等を活用した研修の事例などを取りまとめ、学校に提供するなどいたしまして、研修の確実な実施と充実に努めてまいる考えでございます。

また、北海道いじめの防止等に関する条例につきましては、条例施行後3年を目途として、国におけるいじめ防止対策推進法などの関連する法律の動向等を踏まえ、必要な措置を検討してまいる考えでございます。

次に、性同一性障がい等のある児童生徒に対する学校施設の対応などについてでございますが、道教委では、これまで、性同一性障がい等も含め、さまざまな事情に配慮した多目的トイレについて、建物が狭隘である1校を除く全ての道立学校に整備してきたところでありますが、市町村立学校におきましては、

半数程度の整備状況となっておりますことから、今後、市町村に対し、国の補助事業を活用した多目的トイレの整備などを積極的に働きかけてまいる考えでございます。

また、性同一性障がい等のある児童生徒に対しては、職員トイレの使用や、更衣室としての保健室の利用など、学校生活の各場面で、さまざまな工夫をしながら支援に取り組むよう、児童生徒の心情等を尊重したきめ細やかな対応について、各種会議等を通じて、市町村教育委員会や学校に対して指導助言を行ってまいります。

次に、貧困対策等に関し、まず、子どもたちへの支援についてでございますが、道教委では、保護者の経済状況などにかかわらず、全ての子どもが等しく教育を受けることができるよう、これまでも、就学援助制度の適切な実施について、市町村教育委員会や学校に対して働きかけてきたところでございますが、今後は、知事部局が実施する、子どもの生活環境などの実態調査なども参考にしながら、各市町村における就学援助の実施状況をより具体的に把握し、保護者に対して制度の周知徹底を図るなど、支援を必要とする全ての子どもの保護者がこうした制度を活用できるよう促してまいる考えでございます。

最後に、他の支援制度に関する保護者等への周知についてでございますが、道教委では、就学援助制度に関して、これまでも、保護者等への周知も含め、制度の適切な実施について市町村教育委員会などに働きかけてきており、各市町村では、子どもの入学時や進級時における保護者への制度の案内のほか、広報誌やホームページの活用など、さまざまな機会を通じて周知を行っているところでございます。

道教委といたしましては、今後、就学援助制度の周知に際しましては、無料・低額診療など、福祉担当部局等が実施する支援制度などについてもあわせて知らせるなど、各市町村において、学校や保護者等に対して、よりきめ細やかな情報提供が行われるよう、知事部局とも連携しながら働きかけてまいる考えでございます。

以上でございます。

○副議長三井あき子君 真下紀子さん。

○75番真下紀子君（登壇・拍手）知事、教育長からそれぞれ答弁をいただきましたが、以下、指摘を交え、知事に再質問をいたします。

原発政策についてですが、相変わらず、知事の答弁は国任せのままです。

高橋知事は、核燃料サイクルに位置づけられた泊原発のプルサーマル計画の是非について、国からの説明に納得し、責任を持って同意したのではありませんか。それなのに、担当部長に答弁を任せるところに、問題の重大さを軽んじる知事の姿勢がかいま見えています。

しかし、「もんじゅ」の廃炉によって、その前提が崩れるわけです。泊原発が再稼働すれば、再処理の見通しが無いまま、使用済み核燃料をふやしていくばかりではありませんか。知事は、そのことは外に置いて議論を進めようとするのですか、お答えください。

国は、「もんじゅ」の廃炉後も、あくまで核燃料サイクルにしがみついているように見えますが、全く見通しはありません。

泊原発の再稼働に地元同意を求められる知事として、核燃料サイクルの行方が見えないまま、責任を持った判断ができるとお考えか、お答えください。

また、知事は、原発は何より安全性の確保が最優先だと繰り返しましたが、泊原発のリスクがまた一つ明らかになったわけです。本当に驚きました。1次冷却、2次冷却に使う水の貯水タンクの耐震強度が強化されていないというのです。

耐震重要施設への影響と対策について、原子力規制委員会で検討が続けられているということでもあり、福島第一原発の事故以降、北電は、みずから対策をとってこなかったこととなります。安全最優先の姿勢が見られないと言わざるを得ないと、この点については指摘をしておきます。

人事行政に関し、幹部職員の比率の推移について、まず確認をさせていただきたいと思います。

知事は、幹部職員の増加は、行政課題に迅速かつ的確に対応するために必要な体制整備だと答弁されましたが、本当にそうでしょうか。

職員総数は、7000人もの減少で、約3分の2にまで減らしています。同じ期間の幹部の比率の推移を見ますと、部長級は約2倍——倍加に近いではありませんか。

この推移について同じ認識かどうか、確認をしたいと思いますので、御答弁をお願いいたします。

幹部職員の養成と登用についてです。

知事は、幹部をふやした理由として、適切な役割分担とスピード感を持った対応が求められているからだと答弁されましたが、見逃せないのは、人事においても、国とのパイプにすぎた運営にシフトしていることです。

知事は、道内空港の一括民営化について、今年じゅうに北海道発の提案をすとして対応を加速していますが、実態は官邸主導ではありませんか。道内での機運の盛り上がりは余りないけれども、菅官房長官に官邸に呼ばれ、空港民営化を決めなくてはならなくなったため、経済産業省との人事交流で、空港運営戦略の担当幹部として部長級に据えたのではなかったでしょうか。

道政史上、初めての4期目を担う知事は、幹部養成を一体どのように進めてきたのですか。

適切な役割分担とスピード感を持って対応できる幹部を十二分に育ててきたはずですが、空港民営化に関して、北海道発の提案をすするために、地域事情に詳しいとは言えないのに、なぜ、わざわざ国からの出向者を当てなくてはならないのか、北海道発の提案を北海道発の幹部になぜ任せられないのか、伺いたいと思います。

多様性を尊重する社会についてですが、今回の質問で、教育長から、北海道いじめ等に関する条例については、必要な措置を講ずるとの答弁がありました。

また、北海道男女平等参画推進条例については、改正というところまでは踏み込んでいただけませんでした。別な条例の制定も含めて、早晩考えていかなければならない課題と考えます。

今後、多様性を尊重する社会についてどのように取り組んでいこうとするのか、知事の見解を伺います。

子どもの貧困対策について指摘をいたします。

ことしの第1回定例会の我が会派の代表質問において、子どもの貧困対策計画の中で、子どもと保護者の生活支援に取り組むという大事な視点を持ちながら、施策の達成年次と目標、財源の確保については明らかにされていないことや、対象が限定され、子どもの貧困の捉え方が狭い上に、目標も低いことを指摘

しましたが、実態調査の結果を踏まえ、こうした課題を早急に解決すべく見直していくことを強く求めておきます。

また、道も有意義と評価された無料・低額診療について、道民に広く周知するとともに、医療支援のあり方として、道においても、どのような方法がとれるのか、考えていただくよう指摘しておきます。

国民健康保険の広域化についてです。

知事は、国保のさらなる財政基盤の強化に向けて国に要請する、市町村の意見を十分に聞くと答弁されましたが、一方で、担当部長は、市町村事務の広域化や標準化を進めると答え、知事も、法定外繰り入れの段階的解消に向けた認識の共有が必要と答えております。

そこで、市町村の意向にそぐわない保険料の平準化や負担の標準化などであっても押しつけていくのではないかとの懸念が生じます。

また、高橋道政の以前は、道の独自予算によって市町村国保を支援していました。これをなくしてしまったのが高橋道政です。こうした経過も踏まえ、知事に伺います。

道として、市町村の意見をよく聞き、地方自治の本旨を生かしながら、国保料が生計費を圧迫することがないように、社会保障としての国保の運営に当たっては、道民生活を守ることを強く求めますが、見解を伺います。

介護保険についてです。

本道における要介護2までの介護利用と給付費は、答弁にあったように、福祉用具貸与の利用が延べ52万件・月、約34億6500万円、住宅改修は1万9000件、14億5200万円で、生活援助は、約187億円のうち、身体介護を除いたとしても、100億円を超える規模でしょう。

これだけの利用が必要であるにもかかわらず、国の言うとおりに介護保険から外していけば、どれだけ、高齢者の健康や生きがいに影響を来し、家族の負担がふえ、社会的損失につながるか、知事は想像できるでしょうか。知事は、この負担の重さをしっかりと受けとめるべきではありませんか。いかがか、お答え願います。

また、知事は、介護サービスを必要とする方が、必要なサービスを適切に受けることができる仕組みであることが何より重要と答弁する一方で、制度の持続性が優先されるかのような答弁もされました。これでは納得できません。

知事も一緒になって、社会保障としての介護保険を充実させ、発足当初の目的であった、介護の社会化、選択できるサービスの保障を求め、道民の視点に立って、制度設計に向けた提案を国に行っていくことこそ必要ではないでしょうか。再度、答弁を求めます。

以上、再々質問を留保して、再質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長三井あき子君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）真下議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、原発の使用済み燃料についてであります。エネルギー基本計画では、使用済み燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルを推進するとしております。

国は、使用済み燃料の対策については、原子力政策の重要課題の一つとし、その貯蔵能力の拡大に向け

た取り組みを強化するとしているところであり、引き続き、国が責任を持って取り組むべきものと考えます。

次に、泊原子力発電所についてであります。泊発電所は、現在、原子力規制委員会における厳正な審査が継続中であり、予断を持って申し上げる状況にはありませんが、私といたしましては、泊発電所に関して具体的な内容が示された場合には、道議会の御議論などを踏まえながら、適切に対応していかねばならないと考えるところであります。

次に、人事行政等に関し、まず、庁内体制の整備についてであります。各分野にわたり複雑化している重要課題の解決に向けては、トップダウンでスピーディーにみずから動くなど、幹部職員が担う職務の困難さが増してきている中、こうした課題に的確に対応できるよう、必要な庁内体制の整備に努めてきているところであり、部長級職員は、平成14年度には、職員数の2万692名に対して38名で、割合は0.18%であり、27年度には、職員数の1万3735名に対して41名で、割合は0.3%となっているところであります。

道といたしましては、今後においても、その時々々の課題を的確に把握しながら、必要な執行体制の充実強化を図り、質の高い行政サービスの提供に努めてまいります。

次に、職員の人事についてであります。道では、各階層で、専門性や実践力の向上を図る職員研修を実施するなどしているほか、幅広い視野や構想力、積極的な行動力と強いリーダーシップ等を備えた幹部職員の育成のため、トップセミナーといった研修などにも取り組んでいるところであります。

職員の登用に当たっては、直面する道政上の課題を総合的に勘案するとともに、道外の企業や各省庁との折衝など、その担う役割を十分に踏まえた上で、適任者を登用しているところであり、今後とも、適材適所の人事配置を行ってまいります。

次に、多様性を尊重する社会に向けた取り組みについてであります。LGBTの方々などが抱える困難などについて、社会の理解が進んでいるとは言えない状況を踏まえ、現在、国会において、性的指向などを理由とする差別の解消などに関する法案について議論されていると承知いたします。

道といたしましては、こうした動向を注視するとともに、北海道人権施策推進基本方針に基づき、LGBTの方々などへの理解が深まるよう、国の機関等とも連携をして、人権教育や啓発などの取り組みを進め、誰もが、偏見、差別を受けず、地域で安心して暮らすことができ、個性や人格を尊重し合う、思いやりで満ちた社会づくりに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今後の国保の運営についてであります。国保は、道民の健康を守るセーフティーネットとして欠かせないものであり、新たな制度の導入に当たっては、市町村の意見を十分お聞きしながら、道として、さらなる財政基盤の強化に向け、全国知事会などと連携し、国に対して強く要請をしてまいりたいと考えております。

次に、介護保険に関し、福祉用具貸与等の給付の見直しについてであります。現時点においては、利用者負担への影響など、見直しの詳細が明らかとなっていないところでありますが、こうしたサービスは、多くの方々を利用しておられ、在宅で暮らす、要介護認定を受けた高齢者にとって大事な介護サービスであることから、今後とも、議論の動向を注視してまいります。

最後に、介護保険制度の見直しについてであります。道といたしましては、これまでも、制度の見直しについて、本道の実情等を踏まえ、低所得者への負担軽減措置の拡充や、過疎地、離島等の地域に見合った介護報酬の設定などの提言を行ってきており、今後とも、介護サービスを必要とする高齢者の方々が、必要なサービスを適切に受けることができるよう、全国知事会とも連携を図りながら、必要な要望を行うなど、適切に対応してまいる考えであります。

以上であります。

○副議長三井あき子君 真下紀子さん。

○75番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）知事から再答弁を伺いましたけれども、納得がいかないところについて再々質問をさせていただきます。

まず、核燃料サイクルと原発の再稼働についてです。

知事の答弁は、あくまで核燃料サイクルを推進するとし、使用済み核燃料の対策については、処理の見込みがなくても、貯蔵能力を拡大、強化するという国の方向を答えたのみですが、知事も同じ考えでしょうか。

知事御自身は、国にどのような説明を求めるのか、国民の理解が得られる状態とはどういうこととお考えなのか、伺います。

あわせて、知事御自身の判断基準はどのようなものなのか、明確にお答えください。

知事、思い出していただきたいことがあります。

泊原発3号機における、核燃料サイクルに位置づけられているプルサーマル発電の是非をめぐって、道民から意見を聞くシンポジウムにおいて、北電が賛成意見を指示するやらせメールを送ったことが発覚し、北海道でもやらせ問題が明らかとなりました。覚えていらっしゃるでしょうか。（発言する者あり）

思い出したくないのだろうと思うのですが、国、北電、受注業者、さらに道も関与して、原子力村が総出のやらせという世論操作まで行われてきたことが明らかになったわけです。

福島第一原発事故とともに、こうしたゆがんだ手法によって推進された原発政策を私たちはいま一度しっかりと検証すべきではないかと考えます。

「もんじゅ」には、これまで1兆円を超える巨額投資が行われてきました。北電における安全対策費は2500億円に迫り、原発停止後の維持管理費、冷却費用は約3600億円に上り、これを加えると、この5年間で優に6000億円を超えることになります。

原発は、終わりのない安全対策が求められるほど危険であり、経済的にも安い電源と言えないことが明らかとなってきていることに加えて、核燃料サイクルの破綻により、核保有国とみなされる外交的リスクも生じることになるわけです。

北海道の知事として、いつまでも、国が国がと繰り返して責任逃れをすることなく、原発に依存しない北海道へとかじを切ることを強く指摘しておきます。

人事行政に関してです。

再質問で申し上げましたように、高橋道政になってから、職員数が3分の2にまで減っているのに、部長級の数は、2倍には届いておりませんが、1.7倍となっていることが初めてわかりました。

そのため、一つの部に、部長級が、監、監、監と複数いる事態に変貌しました。総合政策部には部長級が4人もいて、存在感が分散してしまうのではありませんか。これでは、縦割り意識が一層強くなり、部長の総合的な判断、責任や、調整力を小さくしてしまうのではありませんか。その心配はございませんか。まして、年度途中のいびつな人事行政に、職員からも不満の声が上がっています。

議会でこうした議論をするのは今回が初めてです。常日ごろ、議会議論を踏まえてとおっしゃっている知事ですから、こうした意見をよく検証して、見直していこうというお考えに至らないのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

介護保険について指摘いたします。

北海道でも多くの方が利用している訪問介護の生活援助が保険給付から外された場合、どのような影響があるのかについて、京都ヘルパー連絡会が調査し、このたび結果を公表いたしました。

そこでは、生活援助が保険給付から外された場合、「親族などに助けを求める」が46%に上っています。本道は、核家族が多く、家族への負担転嫁に伴う困難や、移動に時間がかかるための困難が予想されます。

また、「一部私費サービスを使う」が34%です。つまり、3人に2人は、必要なサービスの利用ができなくなる可能性もあるわけです。

私費サービスが十分に使えない場合はどうなるかというところ、「状態が悪くなる」と答えた方は、精神状態による利用者で86%、身体状態による利用者で82%にも上っています。命と生きがいを支えるヘルパーサービスを外すことによって、重度化が進み、家族の負担をふやすような見直しは、介護保険の目的である介護の社会化にも逆行するものです。

少なくとも、今回の見直しによる余りにも大きな影響を道としても把握し、国に、サービス削減を行わないよう、見直しを求める必要があると強く指摘しておきます。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長三井あき子君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）真下議員の再々質問にお答えをいたします。

最初に、エネルギー政策についてであります。原子力について、国は、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置づけており、原発の安全性やエネルギー政策上の必要性などについては、国が責任を持って説明すべきと考えているところであり、これまでも要請を行っているところであります。

次に、泊発電所についてであります。泊原発は、現在、原子力規制委員会における厳正な審査が継続中であり、予断を持って申し上げる状況にはないものと考えます。

私といたしましては、具体的な内容が示された場合には、道議会の御議論などを踏まえ、適切に対応してまいります。

最後に、人事行政に関し、庁内体制についてであります。道といたしましては、道政上の重要課題の解決に向けて、部長職を初め、幹部職員が担う職務の困難さが増してきている中、毎年度の組織機構改正等において、必要な庁内体制の整備を図ってきているところであり、今後とも、さまざまな道政課題に対

して、幹部職員が、適切な役割分担と責任のもと、総合力を発揮して、スピード感を持って対応できるよう、執行体制の充実強化に努めてまいります。

以上であります。